

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月5日
【会社名】	株式会社N F Kホールディングス
【英訳名】	NFK HOLDINGS CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊田 悦章
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山7丁目8番4号
【電話番号】	03-6419-7197(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 金木 洋子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山7丁目8番4号
【電話番号】	03-6419-7197(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 金木 洋子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2025年2月25日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が2025年2月28日に確定しましたので、これらを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

株式会社N F Kホールディングス 第3回新株予約権

### □ 新株予約権の内容

- (1) 発行数
- (3) 発行価額の総額
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

### 八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

### 2 報告内容

株式会社N F Kホールディングス 第3回新株予約権

#### □ 新株予約権の内容

- (1) 発行数  
(訂正前)

22,050個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,205,000株とし、下記(4)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

19,600個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,960,000株とし、下記(4)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

- (3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

158,760,000円

- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.02を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

(省略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、81円とする。

（省略）

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

（訂正前）

当社従業員	3名	1,600	個（160,000株）
当社会社役員	4名	5,500	個（550,000株）
当社会社従業員	61名	<u>14,950</u>	<u>個（1,495,000株）</u>

（訂正後）

当社従業員	2名	1,100	個（110,000株）
当社会社役員	4名	5,500	個（550,000株）
当社会社従業員	50名	<u>13,000</u>	<u>個（1,300,000株）</u>

以上